

公益社団法人日本コンクリート工学会
日本コンクリート工学会賞表彰制度規則

昭和 49 年 9 月 18 日 制定

平成 28 年 5 月 25 日 改正

平成 30 年 5 月 24 日 改正

(総則)

第 1 条 この規則は、日本コンクリート工学会賞（以下「学会賞」という。）について定める。

(賞の構成)

第 2 条 学会賞は、論文賞、技術賞、作品賞、奨励賞及び功労賞により構成される。

(論文賞)

第 3 条 論文賞は、本学会発行の刊行物に発表された論文のうち、コンクリートに関する学術・技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文を対象とし、その著者を受賞者とする。ただし、受賞の対象となる論文が複数の場合は、該当するすべての論文に共通の著者を受賞者とする。

また、過去に本学会賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、受賞対象の論文に含めることはできない。

(技術賞)

第 4 条 技術賞は、本学会発行の刊行物に発表された論文又は報告（テクニカルレポート、工事記録等）のうち、コンクリートに関する技術の進歩発展に顕著な貢献をなしたと認められる論文又は報告を対象とし、その著者を受賞者とする。ただし、受賞の対象となる論文又は報告が複数の場合は、該当するすべての論文又は報告に共通の著者を受賞者とする。

また、過去に本学会賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文又は報告を、受賞対象の論文又は報告に含めることはできない。

(作品賞)

第 5 条 作品賞は、コンクリートで構成され、その美的価値、独創性及び周辺環境との調和において、技術面も含めて優れていると認められる造形物（土木構造物、建築物及び一般造形物）を対象とし、その構築に貢献した者を受賞者とする。

(奨励賞)

第6条 奨励賞は、本学会発行の刊行物に発表された論文のうち、コンクリートに関する独創性、萌芽性及び将来性のある優れた論文を対象とし、発刊された時点で40歳未満の本学会の正会員あるいは学生会員で、筆頭著者を受賞者とする。ただし、対象となる論文が複数で、該当する筆頭著者も複数の場合、その研究において最も貢献した者1名を受賞者とする。すでに奨励賞を受賞したものは、重ねて同一の賞の受賞者となることはできない。

また、過去に本学会賞の他の賞を受賞している場合は、そこに含まれている論文を、受賞対象の論文に含めることはできない。

(功労賞)

第7条 功労賞は、本学会の事業の発展のために、長年に亘り顕著な貢献のあった正会員を対象とする。ただし、名誉会員は受賞対象者とししない。すでに功労賞を受賞したものは、重ねて同一の賞の受賞者となることはできない。

(募集・応募)

第8条 論文賞、技術賞、作品賞及び奨励賞の募集は、毎年1回行い、会誌に公示する。

2. 論文賞、技術賞、作品賞及び奨励賞の応募方法は、本学会の会員若しくは各委員会からの推薦又は自薦による。
3. 功労賞の募集は行わない。

(選考)

第9条 学会賞の募集及び選考にかかる業務を行うため、学会賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会規程については、別に定める。

(表彰方法)

第10条 学会賞は、委員会の答申に基づき、理事会にて決定する。

2. 学会賞の表彰件数は、毎年原則として、論文賞は3件以内、技術賞は3件以内、作品賞は3件以内、奨励賞は6件以内とする。
3. 学会賞の表彰は、定時社員総会直後に行い、論文賞、技術賞及び作品賞は代表者に賞状及び賞牌を、奨励賞は賞状及び賞金を、また、功労賞は表彰楯を授与し、会誌に発表する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附則

1. この規則は、昭和 49 年 9 月 18 日から実施する。
2. この規則の改正は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。